

「割賦販売法施行令の一部を改正する政令案に対する意見」

【名称】 公益社団法人 日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会  
消費者提言特別委員会

【住所】 〒150-0002 東京都渋谷区渋谷1丁目17番14号 全国婦人会館 2階

【電話番号】 03-6434-1125 (代表)

【FAX番号】 03-6434-1161

【メールアドレス】 nacs-teigen@nacs.or.jp

記

・**該当箇所** カード番号取扱契約締結事業者の加盟店調査義務（法 35 条の 17 の 8）について

・**意見内容** カード番号取扱契約締結事業者の加盟店調査義務（法 35 条の 17 の 8）の具体化として、加盟店契約締結時の調査義務（省令 133 条の 5、133 条の 6）と、定期的な調査（省令 133 条の 7）、利用者の苦情または漏えい事故等の発生時の調査（省令 133 条の 8）を定めていることに賛成です。ただし、このうち定期的調査の頻度が「適切な頻度」（省令 133 条の 7 第 1 号）というだけでどの程度か不明確な点は問題です。悪質加盟店の排除を有効的にチェックするためには、定期的調査回数を定めるべきです。

・**理由** 悪質業者のトラブル発生から拡大、事業閉鎖に至る期間が短くなる傾向があります。国民生活センターからクレジットトラブルに関する PIO-NET 情報を定期的（3 か月毎）に提供すると伺いましたが、情報提供を月次で行うとともに、同程度の頻度で定期的調査を行うべきと考えます。

・**該当箇所** 支払可能見込額の調査義務について（省令 40 条、72 条関係）

・**意見内容** 包括支払可能見込額の調査における年収の算定対象について、改正省令 40 条は「特定配偶者」の定義から「年収 103 万円以下の者」という限定を撤廃し、かつ「主として配偶者の収入またはその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者」という定義に拡大したうえで、「特定配偶者」に対する与信調査においては他方配偶者の同意なく申込人と他方配偶者の年収を合算できるとすることに反対します。

・理由 省令40条の規定は、「特定配偶者」の定義について、「年収103万円以下の者」（つまり専業主婦を指す）の限定を撤廃したうえで、さらに「主として配偶者の収入またはその収入及びその配偶者の収入により生計を維持している者」（つまり共稼ぎ夫婦はこれに該当する）と拡大しています。「特定配偶者」に対する与信においては、年収の限定なく共稼ぎ夫婦の相互の年収を他方配偶者の同意なく合算できることとしています。しかし、これでは個人に対する与信審査の原則を崩すことにもなり、反対です。多重債務の防止の観点から導入された規定であり、この前提を逸脱することがない改正を求めます。

・該当箇所 支払可能見込額の調査義務について（省令40条、72条関係）

・意見内容 支払可能見込額の調査において、年収の調査方法を、「申告または適切な方法により」とする改正は反対です。

・理由 現行法は、年収は申込人の自己申告を原則とし、「申告を受けることができないときは、申告を受けた年齢、勤務先等の情報による年収の合理的な推定」とされています。これに対し、改正省令は「申告その他の適切な方法により」と定めるのみで内容が無限定であり反対です。「適切な方法」について判断材料その他何らの限定がないため、各クレジット業者の裁量判断で年収を推認するような運用となるおそれがあります。仮に「申告を受けることができないとき」という要件では狭すぎるというのであれば、「申込人が申告した年収または申込人が申告した年齢・勤務先等の情報により合理的に推定した年収」として、現行法の算定方法を並列的に定めれば足りるはずです。このため、単に「適切な方法により」とすることには反対です。

・該当箇所 包括信用購入あっせん事業者の苦情の適切処理義務について（省令60条）

・意見内容 包括信用購入あっせん事業者の適切処理義務の具体的方法について、苦情情報をアクワイアラーに通知し、消費者保護に欠けると認められた場合は調査する義務が設けられたことに賛成します。苦情伝達に留まらず、アクワイアラーが加盟店調査や措置を迅速に行わない場合は、包括信用購入あっせん業者の処理義務として、イシューアラーがアクワイアラーに対して、調査・措置・回答を促すまでの一連の対応をとるよう省令に明記してほしいと思います。

・理由 今回の法改正では、アクワイアラー等に、苦情情報を伝達し、アクワイアラーが加盟店調査を実施するとしたことを評価します。カード利用者は、カード発行者であるイシューアラーと、加盟店管理を行うアクワイアラーが、別個に存在していることすら知りません。カード利用者が苦情をイシューアラーに伝えて、イシューアラーは苦情伝達をするだけでなく、アクワイアラーに対して調査・措置・回答を促す一連の流れまでを範囲に入

れるよう、省令その他で定めていただきたい。

マンスリークリアーの取引は、法規制から外れていますが、イシューアは、包括クレジット業者と同等の苦情処理の規定を設けてほしいと思います。

・**該当箇所** 記載する用語の見直しについて（省令 36 条、37 条、50 条、52 条、53 条、69 条、70 条など）

・**意見内容** 情報提供義務や書面交付義務の記載事項について、省令で用語を統一せず、現代社会の用語例を踏まえて「利用者が読みやすく、理解しやすいような用語により、正確に記載すること」とすることは基本的に賛成です。ただし、各事業者がバラバラな用語を使用することによって逆に誤解を招くような事態となることが危惧されます。

このため、業界内である程度共通のモデル用語例を示すなどの措置が必要と考えます。

以上